

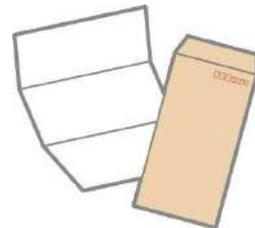
5. Column②：【離婚問題】慰謝料請求をされた方へ⑤

◆ 慰謝料請求を受けた場合の留意点 ◆

どうしよう！ 大変な手紙が届いた……

ある日「あなたは、私の配偶者と不倫行為をしました。慰謝料を請求します」という内容の手紙が届いたとします。このとき、あなたならどうするでしょうか。

おそらく、このような請求は内容証明郵便という形で届くことが多いと思われます。見慣れない内容証明郵便が来たというだけで、気が動転してしまう方がほとんどではないでしょうか。



◆ 慌てないで！ 落ち着いて確認

相手方の言いなりになって、一人で相手方に会いに行ったり、相手方の要求額をそのまま支払ってしまう等ということは絶対にやめたほうが良いでしょう。たとえ、請求に身に覚えがあったとしても、一度サインしてしまうと、そう簡単に書面の効果を覆すことはできません。

「こちらにも言い分がある」というような場合でも、一人で会いに行くことはトラブルの原因となるため、避けるべきです。



◆ 内容証明郵便に、法律上の強制力はない

内容証明郵便は、たとえ弁護士名で内容証明郵便が来ていても、その書面に法律上の強制力があるわけではありません。

「〇〇日までに金銭を振り込むように」等の指示があっても、必要以上に慌てることはなく、まずは落ち着いて確認をすることが大事です。

◆ 放置してはいけない

しかし、法律上の強制力がないからといって、放置しておくことは良くありません。書面という形で請求してくるということは、相手方もそれなりの覚悟を持っていることが通常であり、放置を続けてしまうことによって、今度は相手方が裁判を提起し、裁判所から「訴状」が届くなど、余計に面倒な事態になることも考えられます。



◆ 専門家に相談

相手方から慰謝料請求をされた場合には、一人で解決しようとしたり、人に知られたくないという思いから悩みを抱え込んでしまうことは、後々のトラブルに繋がりがかねません。一人で悩まず、経験豊富な弁護士に相談することで、適切な対応を取ることが可能になります。

当事務所は、離婚問題を数多く解決してきた実績があります。相談は初回無料ですので、まずはお気軽にご相談ください。

<http://rikon.nagasesogo.com/>

